

## 別紙 2

### 論文審査の結果の要旨

論文題目： 「外省」から「地方」へー清末民初の財政構造から見たー

論文提出者：佐藤 淳平

提出論文は、中国の清朝末年から中華民国期の初期にかけての財政政策や予算配分を考察し、税目ごとに中央と地方に割り振る分税制度の導入などをめぐる、近代財政制度の受容とその土着化の様相を描き出した中国近代財政史の論文である。

本論文は、従来、中央-地方という枠組みで捉えられがちであった中国近代財政史について以下の二点で問題提起をおこなった。第一に、この時期の中国財政は、中央-地方の観点から捉えられるものではなく、むしろ中央の出先を示す「外省」という言葉に表れているように、むしろ内外が緊密に絡まる状態であったものが、次第に中央-地方関係へと転換していく、いわば「外省の近代的再編」がおきていた時期なのではないかということ。第二に、この再編の前後において、財政に関わる機関が複数あることや各省ごとに差異があることなど、単純な中央-地方という枠組みでは描き出せない複雑性があり、そこに財政問題がさまざまな歴史的事象を生み出す契機があるのではないかと、ということである。

本論文はこの問題提起に対し、北京の中国第一歴史檔案館や台北の故宮博物院所蔵の一次史料を用い、また多くの財政統計関連の図表を作成するなどして、実証的な考察をおこなった。上に挙げた第一の問題については、中央政府、省政府とともに省を代表する存在としての省議会に着目し、清末民初期の中央権限を強化しようとする財政改革の過程や同時期の予算編成での、三者の複雑な関係を描き出し、省政府が地方の影響を受けつつも、時に中央の出先としての側面を持ち合わせていたことなどを指摘した。また、第二の問題については、多様であった財政権限を度支部に一元化させていこうとする清末財政改革が同時に各省に対する中央の権限を強化するものでもあったことを示し、またそこでは各省間の負担の差異や税収の構成内容の相違点に基づいて、従来の研究が南方の省を事例としていたことを批判した上で、辛亥革命、民国初期の中央-地方対立などに対する各省の姿勢の相違が説明できうることを示した。

本論文は、以下のような内容をもつ。「序章 清末民初の財政に対する内在的理解に向けて」では、中央-地方理解への疑義と「外省の近代的再編」という分析枠組みについて説明がなされ、その上で先行研究の整理と批判、使用する史

料、本論文の構成が説明されている。「第1章 20世紀初頭清朝に於ける財政集権化」では、「中央」財政に於ける多様な財政主体の説明がなされる。1908年から実施された財政改革の過程で度支部が財政担当部局となったが、外務部などは度支部を通さずに関税収入などを歳費として直接受け取る制度があることを指摘し、「中央」を一つのものとしてきた先行研究を批判的に検討する。「第2章 宣統年間の予算編成と各省の財政負担」では、新たな財政制度の下で各省に設けられた清理財政局と、それが作成した宣統三年（1911年）予算に向けての財政説明書に注目し、それをめぐる省社会の議論、そして各省のおかれた状況の多様性を描き出した。そして、東三省が優遇されたのに対して、安徽省や江西省などの諸省からの省外への持ち出しが多かったことなどから、辛亥革命時の清朝中央に対する各省の姿勢との関連性への視角を提示した。「第3章 袁世凱政権期の予算編成と各省の財政負担」は袁世凱期の予算における財政配分の傾向を、清末との比較に基づいて検討する。民国に入ると中央政府と各省の関係が中央-地方という縦の関係として制度化され、また予算編成の面でも清末にあった東三省優遇などが是正されたが、中央政府は財源強化のために塩税を中央財源とし一部を地方に配分したが、塩税に頼って軍事費を支出していた雲南省や広西省からは強い反発が生まれたことを描き出し、第二革命、第三革命に対する重要な視角を提示した。「第4章 民国八年度予算案の編成と安福国会」では、袁世凱政権後に各省の軍事費が増大し、諸税を中央政府に送らずに各省に止め置いたため、中央政府の歳入が専ら関余や塩余（関税、塩税収入から担保返済分を差し引いたもの）に頼った状態になっていたこと、またそれへの対応について民国八年の予算案編成をとりあげた。そこでは財政圧縮などが目指されたが、安徽派主導の安福国会と言われただけに安徽派優遇の予算が組まれており、それが直隸派との対立につながった可能性が指摘されている。「第5章 省財政に於ける国家予算と地方予算-浙江を事例として」では、中央政府から自立した省連合である聯省自治を模索していた浙江省をとりあげ、省議会の史料などを用いつつ、第2章から第4章で論じられた時期の財政改革に対する、省レベルでの動向を考察し、中央財政を強化していく政策が、省財政に於ける国家予算分の増加につながり、それを担当する省長の権限を強化して、省議会の財政への監査力を弱めていったこと、省長のもっていた中央の代表としての性格などを描き出した。「終章 20世紀初頭中国における西洋近代的財政史制度の受容とその土着化」では、各章の内容が整理され、また冒頭にあげた本論文の提出した問題と、実証的分析を経た上での結論が整理された上で、現代中国への展望を示した。

以上が提出論文の要旨であるが、提出論文は次の三つの長所を持っている。第一に、個別事例の研究が大半であった清末民初期の財政について、従来十分

に使われていなかった一次史料を多く用い、財政統計などの図表を提示しつつ、その改革の状況とそこでの問題を体系的に描き出したことである。その結果、国税と地方税の分離などを目指した近代財政改革が中国に新たな問題を生み出したことを指摘するとともに、従来の研究が中央-地方という図式に過度に依拠していた点や、省の自立性を重視しようとするあまり、南方諸省に注目しすぎていたことを批判的に検討することに成功した。

第二に、従来一元的に理解されてきた中央-地方関係についてそれぞれの多様性を描き出し、特にそれぞれの省の置かれていた財政状況の相違、また中央の各省への政策の異同について描き出した点である。各省の財政構造が異なっていたために中央の財政改革への対応が異なり、また中央の各省に求める負担も異なっていたために各省の中央への認識も異なっていた。本論文は、これらの各省の財政面での状況と、辛亥革命や袁世凱政権への反発、安徽派をめぐる政治状況における各省の動向とを結びつけて理解する視角を提示した。

第三に、財政改革の過程における清末の総督・巡撫や民国初期の省長の果たした役割について、それが単に省を代表するものではなく、中央政府のその省における代表者でもあったことを指摘し、そうすることではじめて当該時期の財政をめぐる複雑な状況が理解できることを示した。

他方、もう少し精査が必要な点も見受けられる。まず、使用した史料の読解、あるいは用いた用語について、より詳しい説明があってもよかった。専門性が高い議論の場合、史料読解には丁寧な説明が求められるし、また史料用語をそのまま説明に用いるにしても、その語の語義を丁寧に説明することが求められる。

また、各章の完成度は高いものの、本論文を通底する **thesis** についてはより強調してもよかった。本論文はオリジナリティが高いものの、中国近代財政史の学説史の体系的整理が必ずしも十分ではなく、先行研究に対する批判も抑制的であり、また豊富な史料から導かれる意義も十分に主張されていない。先行研究を包括的に整理し、それを包括的に批判するということがより強調されてもよかった。

そして、近代的財政制度などといった分析概念などについても、より詳細な説明があってもよかったであろう。同時代史を重視することは理解できるが、説明に用いられる用語についても考察を加えることで、本論文の分析視角がより明確になろう。

しかし、仮に上記のいくつかの点で弱点があったとしても、提出論文が、従来の研究にない新たな視点を提示したことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。